

「教育経営概念の再考」

堀井啓幸

高野桂一氏および小島弘道氏による「教育経営」概念を、先行研究との比較を基盤としながら検討すること、さらに小島氏による「教育経営」概念は、その発生した歴史的背景より考察するに、実体概念としてよりも、「何をめざして語られてきたか」という指摘を受け、「教育経営」概念の出現にはどのような時代的要請がなされているのかを考察することが本報告の意図するところである。

高野氏・小島氏による「教育経営」概念を、各々広義・狭義とに分けて示すならば以下の如くなる。

	高野	小島
広義	<p>教育行政および学校をはじめとする諸種の教育組織体が、その教育目的達成のために行う。</p> <p>人的・物的 — 財政的条件および教育内容・方法的条件を整備する活動の総体を意味する。</p>	<p>教育実施機関が、その目的の実現に向けて、教育そのものを組織するとともにそのための条件を整備、運営する自律的な活動</p>
狭義	<p>学校をはじめとする諸種の教育組織体（とくに個々の学校）それぞれが自治的に内部経営として行なう諸条件の整備活動（中核として、教育内容、方法的条件を組織的に整えること）である。</p>	<p>教育課程、つまり内的事項にかかわる活動の経営</p>

高野氏においては、広義には、学校だけでなく、教育行政まで含んだ諸種の教育組織体を教育経営の外延とし、それらの教育組織体が、その教育目的達成のために行なう諸条件整備活動の総体を教育経営としてとらえており、教育行政も教育技術的条件整備に積極的にかかわるべきことを述べている。「教育経営」という語の抬頭した歴史的な背景、とくに「教育の本質（教育の論理）」に即すという論理から、教育経営の起点を各種教育体の自治的に行なわれる内部経営に置くこと、さらには実体概念として組織化の度が高い学校経営に限定されることがあっても「不当とはいえない

い」として、教育経営を「教育の論理」「組織化」という観点から、機能主義的な見地よりシステムの中で、学校経営（学校における教育経営）に焦点化し、実体化させようとするところに高野氏の概念規定の特徴がある。とりわけ、「歴史的社会的に吟味された社会的価値志向をふくむ教育目的」と教育の目的を規定し、わが国における学校経営を支え続けてきている「権力の質」の吟味と、純粹技術的な経営管理作用観に立つ経営能率論のもつ潜在的内部矛盾の克服を図り、もって初めて学校経営の前提としての「地域における複数の学校と教育行政を含む行政管理体」としての教育経営体が成立するという見解は、注目に値するとたろである。

ただし、教育経営の起点を各種教育組織体の自治的内部経営に置いているにしても、教育行政が行なう行政的経営は、「教育法規の執行が建前となっていること」および、学校が「教育組織体の中で組織度が高く、中核的役割を果たしていること」等をもって、実体概念として描定した上での広義概念なのであるため、教育行政における「教育経営といいかえ得る側面」や社会教育組織体における教育経営機能化には、それ自体積極的な意味をもたないとの印象を受けるのも事実である。

小島弘道氏の定義は、「教育経営」という語が、「何をめざして語られてきたか」という社会的歴史的背景に重きを置く問題意識からなされていることが特徴であるといえよう。すなわち、学会設立当初における「教育経営」に対してもたれた期待・問題意識（学校経営という土俵における教育経営の独自性発揮の可能性）を重視し、広義の「教育経営」概念の定義においてすら、その主体として教育行政を含まないという見解を提示する点、および、それ故教育経営は狭義の意味において、「教育課程の経営」として限定的にとらえられるとする点に、氏の考え方が象徴されるのである。氏の論理は、高野氏の述べる学校経営の「相対的独自性、自立性」論を、「教育課程の経営」という視点からさらに強化するものであるといえよう。

しかし、実体概念としての「教育課程の経営」としての「教育経営は、本質・非本質的を問わずに内包される問題領域は多様かつ広範なものが想定され、現実的な機能の側面から考えても、やはり教育行政作用との何らかの関連を看過するわけにはゆかないのではないか」という疑問はあいかわらず残されているといわねばならない。現実改革のための原理を提供し、統一的な主題を提供するという意味での対象概念としての価値は認められるものの、それを実現するためにはまず、「教育課程、つまり内的事項（interna）に関わる活動の経営（教育経営）」と、「教育課程の実施を助長し、支える諸条件整備としての学校経営」との領域を明確にする必要があると思われる。

ここで両氏の教育経営概念のとらえ方を、より一層明確にするために、他の関連概念との関連性について延べている部分を取りあげ検討してみよう（次表参照のこと）。

まず、「教育経営」と「教育行政」についてであるが、高野氏が広義において「教育行政も教育組織体を担うもの」としている一方で、「通常これを教育経営とはいわず」「広義の教育経営にたつ教育行政の行なう教育経営を例外的に認める」とする見解が注目される。「例外的に認める」という論述のもつニュアンスは、「教育経営の担い手は、教育行政を含まない教育実施機関とする」

表 2

	高野	小島
教育経営と教育行政	「 <u>教育行政及び学校行政</u> 」は「 <u>通常これを教育経営とはいわず</u> 」，「 <u>とくに教育行政が行なう経営的創意行爲を意味したり経営学的発想にたつ教育行政を表わすときには、広義の教育経営にたつて教育行政庁の行なう教育経営というように限定的に用うべき</u> 」	「 <u>教育行政機関も『教育経営』の担い手になりうるものを理解するむきもあるが、現時点では、教育実施機関に限って理解したほうが、他の関係概念との混乱も避けうるし、かつ実益があると思われる</u> 」
教育経営と学校経営	「 <u>学校経営とは通常的に広義には</u> 」 <u>「総体としての教育経営システムをふまえ、その一環としての単位学校が、学校教育目的の達成をめざして、人的、物的、教育技術的諸条件を整備する内部自治的創意および実現機能のことである</u> 」	

という小島氏の所論と、その根本においては一脈通じるところがあると思われる。今後、論議されるべき点の一つともいえよう。高野氏の場合、教育経営を指向して教育行政庁が行なう「教育経営」と、通常一般的に用いられている「学校をはじめとする各種教育組織体（経営体）各々が主体となる」という意味での「教育経営」とを概念上区別する視点は、その両者における「教育の論理の浸透度」にあるといえようが、この「教育の論理」なる分析概念が今一つ明確にされぬため、論議は一種の行き詰まりを呈することとなっている。

次に、「学校経営」と「教育経営」との関係についてみてみよう。小島氏によれば、「学校経営」はすなわち「（教育課程の経営を軸とする）教育経営」ととらえられているわけであるから、その意味においては、「教育経営」は「学校経営」の中に包摂される概念であるとも考えられるわけである。しかし、氏の論稿全体の文脈からすると、明らかに「教育経営」は「学校経営」の上位概念としてとらえられている。一見矛盾するような氏のこの論理は、どのように理解すれば良いのであろうか。学校経営の行政管理機能に対する相対的独自性を認めた上で、「教育経営」を「教育行政」や「学校経営」を包括する、上位概念として理解する方が構造的に明快に把握し得るかと思われる。

さて、以上のような議論をふまえた上で、次に、現時点における教育経営概念に対する時代的社会的要請ということにこだわらず、「教育経営」という語が使用され抬頭してきた過程における歴史的社会的状況をも含めながら、「教育経営」概念再考のために必要な要素を列挙してみることにしたい。

その第1は、「教育の地域への拡大」という発想である。

その第2は、「社会変動」という観点をもつことである。情報化・都市化・官僚制化等の現代的な社会状況の中で、これからの「教育経営」の独自性をいかに捉えていくのか、という観点である。たとえば学校組織の官僚制化傾向の中において、教職の専門職化原理をどう克服していくのかというような点は、あらためて教育経営の「社会的有意義性」を問うものとなるであろう。

その3は、教育行為を経営学的観点から考察することである。常に、管理科学一般としての経営研究と、教育行為そのものについての研究が継続しておこなわれる必要があるということである。教育行為の独自性とその科学化を図ろうとする経営学的研究との間に常に存在する葛藤を克服するための営みが不断におこなわれなければならないということである。

第4は、教育病理的発想をもつということである。現在生起している教育の諸問題から教育経営のあり方は、教育における経営の意味を問い、教育経営概念のパラダイムを形成する上で非常に重要であると思われる。

第5には、教育経営理論の蓄積があげられよう。教育経営の「現代化」論理の形成に関連し、工・法・社会・経営学等の諸科学分野からの研究成果を有効にとり入れ、既存の知識を新しい形で再編することも重要であろう。

最後に、教育経営が教育行政や学校経営とあえて区別されて用いられる所以は、それが「教育における創造的機能を重視した主導的論理をもち得る」という点に見出せるであろう。その場合、その担い手として、単に個別の学校に限定されるのではなく、地域住民、教育行政さらにはマスコミ等の潜在的な教育機能を有する組織体までもが、考えられること。および、そのような多種多様な教育組織体における活動が教育経営研究の対象となり得ることを再度確認しておく必要がある。